

# 市町村公共工事検査事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、山梨県内の市町村(以下「市町村」という。)が定める工事執行規則等に基づく工事の検査について、公益社団法人山梨県建設技術センター(以下「センター」という。)が市町村から地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第4項の規定に基づく委託を受けて実施する公共工事(土木工事及び建築工事)検査事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定め、市町村が発注する公共工事の適正かつ効率的な施行の確保を図ることを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 監督員 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督を行う職員又は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定に基づき委託を受けて監督を行う職員をいう。
- (3) 検査員 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査について、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定に基づき委託を受けて検査を行う職員をいう。

(検査の種類)

**第3条** この事業における検査の種類は、完成検査、出来形検査とする。

- 2 完成検査は、工事が完成したとき町村が受ける給付の完了確認を行うため、当該工事の出来形、機能及び工事の進捗した状況について現地において検査するものとする。
- 3 出来形検査は、次に掲げる場合に工事の出来形部分について現地において検査するものとする。
  - (1) 工事が所定の工程に達し、請負者から部分払いの請求があったとき。
  - (2) 工事の打切り、又は契約の解除があった場合において請求者に出来高に応じ支払いをするとき。

(委託手続き)

**第4条** 検査を委託する市町村(以下「委託市町村」という。)は、工事検査委託申請書(第1号様式)により当該年度の4月末日までにセンターに申請するものとする。ただし、年度中途による申請もできるものとする。

- 2 センターは、委託市町村から前項に規定する申請を受理したときは、市町村公共工事検査委託契約書(第2号様式)により、委託市町村と契約を結ぶものとする。
- 3 追加申請については、当該申請書をもって変更の契約を締結したものとみなす。

(検査費用)

**第5条** 検査に要する費用については、別表に定める標準検査額とする。

(検査の依頼)

**第6条** 委託市町村は、検査を行う必要があるときは、完成検査等委託申請書(工事完成検査依頼書(第3号様式)、工事出来形検査依頼書(第4号様式)により、センターに検査を依頼するものとする。

2 依頼のあった検査の実施日については、委託市町村とセンターが協議し調整するものとする。

(工事検査の実施方法)

**第7条** 検査には委託市町村監督員及び工事を執行する契約担当者(委託市町村の長)又はその命を受けた者が立ち会うものとする。

2 完成検査においては、出来形検査等の既済部分との重複執行を妨げないものとする。

3 検査は、別に示す山梨県建設工事技術基準に基づき執行するものとする。

(検査結果の報告)

**第8条** 検査員は、完成検査等を終了したときは、完成検査調書(第5号様式)、出来型検査調書(第6号様式)、完成検査報告書(第7様式)若しくは出来型検査報告書(第8号様式)の、工事検査結果通知書に合否の別等を記し、委託市町村の長に提出しなければならない。

(不完全な工事の特例)

**第9条** 前条の規定にかかわらず、当該不完全部分が特に軽微なもの又は10日以内に補修が完了すると認められるものについては、検査員は検査指示書(第9号様式)により処置を命ずることができる。

2 前項の検査指示書により処置を命じた者は、検査指示事項処理完了届(第10号様式)により確認し、その内容が適正であると認めた場合は検査に合格したものとする。

(検査の処置)

**第10条** 委託市町村の長は、第8条の完成検査報告書若しくは出来型検査報告書を受理したときは、必要な処置を講ずるものとする。

(再検査)

**第11条** 完成検査において不合格のときは、委託市町村の長は請負者に対し直ちに修理させ、手直し完了届を提出させ再検査を行うものとする。なお、再検査は当該検査を行った検査員が行うものとする。

2 再検査の手続きは、前項の規定のほか完成検査の例による。

(部分検査)

**第12条** 委託市町村の長は、請負者の書面による同意を受けて工事目的物の一部を使用するときなどで、特に検査の必要が認められるときは工事部分検査依頼書(第11号様式)により、センターに検査を依頼するものとし、検査員は、当該部分について検査を行い、部分検査報告書(第12号様式)を作成しなければならない。

2 部分検査の手続きについては、前項の規定のほか完成検査の例による。

(工事の成績評定)

**第13条** 検査員は、完成検査等を実施した場合には、山梨県建設工事成績評定要領に準じた工事成績評定（土木工事（第13号様式）建築工事（第14号様式））を作成し、委託市町村の長に必要な応じ提出するものとする。

**附 則**（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。